



## 社会保険適用拡大の対象でなくても適用できる

弊社は、1週間の勤務時間が25時間程度の雇用保険に入っているパートが20人います。弊社の場合、今回の社会保険適用拡大の対象ではないのですが、最低賃金の大幅アップに伴い、130万円の壁を超える可能性のあるパートがおり、社会保険に入りたいとの申し出が多くなっています。弊社のパートが社会保険に入ることはできるのでしょうか。

社会保険労務士法人  
庄司茂事務所

特定社会保険労務士  
庄司 茂



令和6年10月1日より、厚生年金の被保険者数が50人超の事業所では、「週の所定労働時間が20時間以上であること」等の一定の要件を満たしたパート等が社会保険の被保険者になります。

適用拡大で対象となる事業所（特定適用事業所）は、厚生年金保険の被保険者の総数が、1年間のうち6月間以上50人を超えることが見込まれる場合を「常時50人を超える」となります。

### 1 適用拡大で対象となる被保険者の基準

令和6年10月以後、以下の①～④の4つの要件を満たす場合は被保険者となります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること：就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべきこととされている時間のこと。
- ②報酬の金額が8.8万円以上であること：最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除くとされており、時間外労働等の賃金、賞与等の臨時の賃金、通勤手当、家族手当等は算入しません。
- ③学生でないこと：昼間学生等は適用拡大においては、被保険者になりません。
- ④2か月を超える雇用見込みがあること：雇用期間が2か月以内であっても、実態として当該雇用期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて、当初から被保険者となります。

### 2 任意特定適用事業所

今回の適用拡大の対象の事業所ではない場合でも、上記基準を満たすパート（短時間労働者）がおり、被保険者（厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者）の2分の1以上の同意を得て「任意特定適用事業所」の申出を行うことができます。この場合、資格取得日は申出受理日（受付日）となります。

### 3 社会保険加入のメリット

社会保険加入のメリットはたくさんありますが、厚生年金保険と健康保険の代表的なメリットは以下のようになっています。

- ①老齢・障害・遺族といった年金が国民年金と厚生年金の2階建てになり年金額が増加する。
- ②健康保険から、傷病手当金として、病休期間中に報酬の3分の2相当が支給される。
- ③健康保険から、出産手当金として、産休期間中に報酬の3分の2相当が支給される。

### 4 事業主の保険料負担

例えば、被保険者の報酬額を8.8万円とした場合の追加の保険料負担は、厚生年金保険料率は18.3%、兵庫県の健康保険料率は10.18%、介護保険料率（40歳から64歳）は1.60%となっており、この半分が事業主負担となります。厚生年金は69歳まで、健康保険は74歳までが対象となり、事業主負担の子ども・子育て拠出金（0.36%）を合計すると、被保険者1人当たりの年額約15.4万円、40歳から64歳の場合は、年額約16.3万円となります。

### 5 適用拡大と最低賃金

厚生労働省は、年金改革の中で、適用拡大の従業員規模の要件をなくして、パート労働者のほぼ全員が加入可能となる厚生年金の対象拡大案を提示しています。

また、本年10月には、昨年の過去最高の上げ幅であった最低賃金額をさらに上回る最低賃金額が決定し、兵庫県の最低賃金は、1時間当たり1,052円となりました。最低賃金は、今後もさらに引き上げられることが予想されています。

社会保険の被扶養者となる年収130万円を超えることで、労働時間を増やす事例も増えており、社会保障の充実だけでなく、労働力不足の解消にも役立っています。